

一般社団法人 I Tヘルスケア学会  
理事監事候補者選挙規定

平成 28 年 5 月 21 日

第 1 条（定款との関係） 本会の定款に定められたことのほかは、この規定によっておこなう。

第 2 条（選挙管理委員会） 選挙実務の円滑な運営を計るため代表理事は、選挙管理委員会を置く。

2. 選挙管理委員会は、選挙管理委員長（以下、委員長）および若干の委員により構成し、理事及び監事の選出に関する実務を遂行するとともに、選挙実務に携わる者を管掌する。
3. 委員長は、理事会の推薦に基づき、代表理事がこれを委嘱する。委員は若干名とし、委員長の推薦に基づき、代表理事が委嘱する。
4. 委員長および委員の任期は、当該選挙における本会の理事および監事の選出事務の開始時点から、選任実務の完了までとする。
5. 委員長は、本則に定めのない事項が生じた場合は代表理事に答申し、合議する。
6. 委員長は委員会を代表し、学会事務局に委員会の事務処理をさせることができる。

第 3 条（選挙人資格） 選挙管理委員会は投票日から二ヶ月前現在の会費納入済正社員の名簿により選挙台帳を作成し各正会員に通知する。

第 4 条（理事・監事候補者の資格） 候補者は、正会員の中から立候補届出書、利益相反事項に関する報告書その他選挙管理委員会が指定する書面を選挙管理委員会へ提出し、新任候補者の場合は代表理事、理事による推薦書を選挙管理委員会へ提出する。

第 5 条（選挙の実施） 理事及び監事の候補者選挙は、正会員による信任投票とし、選挙台帳に掲載された正会員の書面による郵便投票とする。

第 6 条（理事の当選人） 委員長は、当選人を確定し速やかに電磁的方法で選挙結果を公示する。

附 則

1. 本則の改廃は、社員総会の承認を得なければならない。
2. 本則は、平成 27 年 6 月 6 日より発効する。
3. 本則の改定は、平成 28 年 5 月 21 日より改定する。